

窓口での住居表示台帳の写しの閲覧に関するフローチャート

1 市民課へ住居表示台帳の写しの閲覧請求



2 来庁時に手数料を納付し（金融機関での事前納付も可）、住居表示台帳の写しの閲覧を指定日時、場所にて行う

